

## 第2章 自立支援システムの全体像

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

